

一般利用者の視点を河川管理に活かします

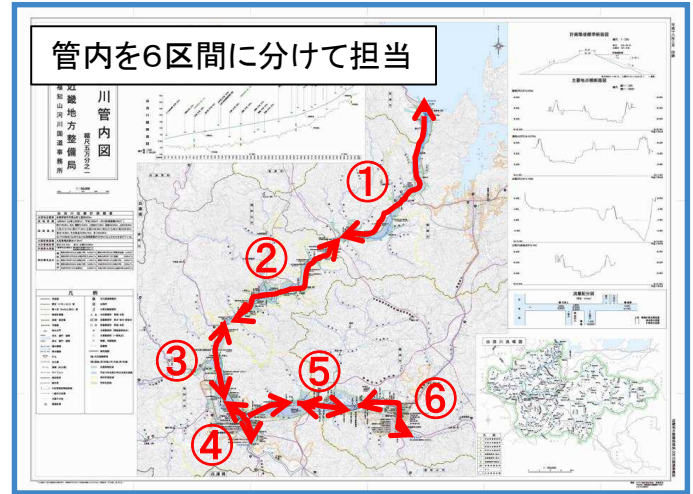
～河川愛護モニター通報制度～

福知山河川国道事務所

国土交通省では、日常生活の中で河川の異常を発見した場合の河川管理者への通報、また地域住民に対する河川愛護思想の普及啓発等を目的に、河川愛護モニター制度を取り入れています。福知山河川国道事務所管内では、由良川・土師川の河川愛護モニターとして、6名の方々に業務を委嘱しました。

■ 概要

日 時：令和元年7月1日（月） 11:00～12:00
 場 所：福知山河川国道事務所 大会議室
 出席者：14名（モニター4名 職員10名）



【河川愛護モニターの業務】

○日常生活で河川と接するなかで、日頃と違うこと、又は、気付かれたこと

- ・河川利用者から河川の整備・利用・環境に関する要望・意見
- ・河川を利用するうえでの不具合
- ・ゴミの投棄や、川の水、施設の異常
- ・その他の異常（油の流出、魚・鳥など生物の大量死、不審物等）

○河川愛護思想の普及・啓発活動

→月1回程度、報告していただきます

河川清掃活動と回収されたゴミ



いただいた一般利用者の視点によるご意見ご感想は、河川管理を行ううえでの貴重な情報とし、一人でも多くの方々に河川愛護の気持ちを持っていただけるよう努めていきます。

【問合せ先】

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 河川管理課
 〒620-0875

京都府福知山市字堀小字今岡2459-14

TEL 0773-22-5104（代表）

